

セミナー「あなたのとなりの外国人」

～ 新たな「隣人」として共に生きる社会をめざして！
はじめての一步、「在留資格」の理解を深めよう



最近、コンビニや居酒屋の従業員にずいぶん外国人が増えたと感じないでしょうか？

私たちの千葉県には、2019年6月末の時点で16万5千人を超す外国人が住んでおり、これは全国で第6位の多さです。

我が国に住む（観光や商用での短期滞在を除く）外国人には、必ず「在留資格」が認められていて、それが記された「在留カード」を常に携帯することが義務付けられています。ニュースで、「技能実習」「特定技能」などという言葉が聞かれることも多いと思いますが、それらも「在留資格」の一つなのです。

外国人が、日本ですることのできる「活動」は、「在留資格」により異なります。たとえば、「留学」の場合、アルバイトなどの「就労」は制限されており、週最大28時間までしか認められません。また、企業において外国人を雇用する場合も、絶対にその検討を抜きにしては通れないもの、それが「在留資格」なのです。

このセミナーは、少しでも多くの方に我が国の外国人在留制度について知っていただき、あらたな隣人への正しい認識をもっていただくことを目的としています。

できるだけわかりやすいお話は心がけますが、ただ「何となく」聞きに来られるには難しいレベルかもしれません。たとえば、外国人の雇用を考えている企業の方や、そういった企業の方をクライアントとされる士業の方、この機会にしっかりと在留資格の基礎を知っておきたい方など、すでに何らかの問題意識や疑問点などをお持ちの方に適した内容と思います。

スペースに限りがありますので、参加ご希望の方はどうぞお早めにお申し込みください。

主催・講師	行政書士 藤岡 みち子
日時	11月30日(土) 午後4時40分～6時50分(受付開始 午後4時15分)
場所	船橋北口みらい図書館 (JR 船橋駅北口より徒歩約3分)
参加費	資料代 500円 (恐縮ですがお釣りのないようご協力をお願い致します)
お申込み	ふじ行政書士事務所・藤岡まで メール info@fuji-support.com 電話 080-4625-7152

会場の地図はこちらから！



講師紹介

ふじ行政書士事務所 代表 藤岡 みち子

外国人の来日・在留、雇用する企業の顧問など、外国人に関わる包括的支援を業務として行う傍ら、アジアの人材送出国にも直接足を運び、また、千葉県行政書士会・国際業務部員として東京出入国在留管理局、東京入管千葉出張所、千葉国際コンベンションビューロー等の外国人向け無料相談会相談員など、日々内外の数多くの外国人と接する女性行政書士です。

